

稚内港港湾計画書

— 改訂 —

平成 26 年 3 月

稚内港港湾管理者
稚内市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 10 年 10 月 稚内市地方港湾審議会
- ・ 平成 10 年 11 月 港湾審議会第 167 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 13 年 3 月 稚内市地方港湾審議会
- ・ 平成 14 年 9 月 稚内市地方港湾審議会
- ・ 平成 16 年 8 月 稚内市地方港湾審議会
- ・ 平成 17 年 9 月 稚内市地方港湾審議会

の議を経た稚内港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	公共埠頭計画	5
2	旅客船埠頭計画	7
3	水域施設計画	8
4	外郭施設計画	9
IV	港湾の環境の整備及び保全	10
1	廃棄物処理計画	10
2	港湾環境整備施設計画	10
V	土地造成及び土地利用計画	11
1	土地造成計画	11
2	土地利用計画	11
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	12
VII	その他重要事項	13
1	港湾施設の利用	13
2	その他の港湾の開発、利用及び保全に関する事項	13

I 港湾計画の方針

稚内港は、我が国の最北に位置している。大正 12 年から昭和 20 年にかけての 22 年間にわたり樺太との中継港としての役割を果たすとともに、内陸で生産される石炭の積み出し基地や漁業基地として発展し、昭和 32 年に重要港湾に指定された。

現在では、道北の産業、生活を支える流通拠点港、沿岸沖合漁業の基地、利尻島及び礼文島との連絡港として重要な役割を果たしている。特に、平成 7 年より再開したロシア連邦サハリン州コルサコフ港との間を結ぶ国際フェリーを中心に、ロシア極東地域との交流を支える重要な役割を担っている。

本港の平成 24 年における港湾取扱貨物量は外貿貨物 1 万トン、内貿貨物 182 万トン（うちフェリー 141 万トン）に達しており、入港隻数は外航船舶 913 隻、内航船舶 6,204 隻となっている。

近年、ロシア極東地域では、サハリンプロジェクト等の石油、天然ガス等の資源開発が進展し、道北の建設業等の日本企業の進出が着実に拡大し、サハリンから日本への液化天然ガス等の輸入が増加しているものの、これらのプロジェクトを支援する港湾機能の不足が課題となっている。こうしたなか、ロシア極東地域に近接する稚内港では、新たな日露関係の構築や我が国のエネルギーの安定供給に寄与するサハリンプロジェクト等の支援機能の強化による地域経済の活性化への期待が高まっている。

また、本港の背後圏である道北地域では、利尻礼文サロベツ国立公園などの独特の自然を生かした観光振興、安全・安心な食をはぐくむ農林水産業の展開と地域ブランドづくり、風力など新エネルギーの導入が進められており、北海道縦貫自動車道などの交通ネットワークの拡充が期待されている。

こうしたことから、本港では、従来からの日本とロシアの経済・文化

交流のための国際フェリーの活性化に加え、サハリンプロジェクトに従事する大型貨物船・作業船の稚内港利用への要請や、関連資機材の保管・供給、船舶の修理点検、準備休憩、長期係留等の要請に対応するため、物流機能、船舶修理機能等の強化が求められている。

また、北海道における外国人観光客、高齢者層の観光需要の増加を背景としたクルーズ船の寄港需要の増大を踏まえ、離島、道北地域及びサハリン観光の窓口としての交流機能の強化ならびに、それを踏まえたみなとと街の連携による地域の活性化が求められている。

さらに、港内における船舶の安全な航行や波浪による係留船舶の荷役障害等に対応するため、防波堤の早期整備が求められている。また、稚内市の基幹産業である水産業を支える漁船とプレジャーボートの輻輳を解消するため、小型船だまりの拡張が求められているとともに、既存施設を有効活用した埠頭再編により、港湾に分散する官公庁船の集約化が求められている。

全国屈指の風況に恵まれた道北地域は、風力発電の適地であることから、風力発電を中心とした再生可能エネルギー源の有効活用が求められるほか、国による送電網の強化が見込まれることから、電力が逼迫する他地域への供給能力の強化が期待されている。

一方、サハリンプロジェクト等の石油・天然ガスの生産開始に伴い、宗谷海峡を往来する大型タンカーが増加していることから、油流出事故による漁業被害などへの環境リスクの軽減への対応が求められている。

以上のような情勢に対処すべく、日露経済協力への貢献を果たし、道北地域の継続的発展の維持を目指して、平成30年代後半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

(1) サハリンプロジェクト支援機能の強化

①サハリンプロジェクト等の支援に向けた関連資機材の保管・供給、大型貨物船・作業船の入港等の需要に対応するため、物流機能の強化を図る。

②外航船舶等の修理点検、準備休憩、長期係留需要等に対応するため、

船舶修理機能等の強化を図る。

(2) 観光振興に資する交流機能の強化

- ①クルーズ船の寄港需要を取り込み、多くの人が訪れる賑わいある埠頭機能の強化を図る。
- ②みなとと中心市街地を結ぶ交流空間の創出を図るとともに、安全で快適な歩行者導線の確保を図る。

(3) 安全・安心で利便性の高いみなとづくり

- ①港内における船舶の安全な航行や停泊、安定した荷役作業・長期係留を確保するため、防波堤の整備による港内静穏度の確保を図る。
- ②漁船とプレジャーボートの輻輳に対応するため、小型船だまりの拡張により、寄港船舶の利便性向上を図る。
- ③港内に分散する官公庁船の集約により、寄港船舶の利便性向上を図る。

(4) 再生可能エネルギー源の有効活用

- ①港湾の利用に支障のない区域において、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

(5) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、陸域160haと水域1790haからなる港湾空間を、以下のように利用する。

- ①北地区の北埠頭及び中央埠頭基部西側は、交流ゾーンとする。
- ②北地区の中央埠頭先端部は、人流・物流関連ゾーンとする。
- ③港地区の北洋埠頭先端部は、物流関連・危険物ゾーンとする。
- ④末広地区及び天北地区は、物流関連ゾーンとする。
- ⑤港地区、北洋埠頭基部及び恵比須地区は、水産関連ゾーンとする。
- ⑥本港地区の沖合は、エネルギー関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	20万トン
	内 貿 (うちフェリー)	200万トン (140万トン)
	合 計	220万トン
船舶乗降旅客数等		40万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共埠頭計画

1-1 港地区

水産品等の内貿貨物を取り扱うため、以下の施設について計画を変更する。

水深 5 m	岸壁 4 バース	延長 3 7 0 m
		(うち 3 1 2 m 既設) [既設の変更計画]
水深 3 m	物揚場	延長 3 1 6 m
		(うち 2 0 8 m 既設) [既設の変更計画]

これに伴い、既設の港地区第2副港防波堤 2 7 9 m を 2 2 9 m に変更する。

既設			
	水深 5 m	岸壁 4 バース	延長 4 2 0 m
	水深 3 m	物揚場	延長 2 1 6 m

1－2 末広地区

船舶修理需要に対処するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 4 m 物揚場 延長 1 5 0 m [既設の変更計画]

既設

水深 4 m 物揚場 延長 2 6 0 m

2 旅客船埠頭計画

クルージング需要の増大に対処するため、以下の既設の公共埠頭を旅客船埠頭として計画する。

北地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m [既設の変更計画]

埠頭用地 1 ha [既設の変更計画]

{	既設	}
	水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 153 m	
	埠頭用地 1 ha	

3 水域施設計画

係留施設の計画に対応し、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

既定計画どおりとする。

既定計画	
本港航路	水深 13 m 幅員 250 m

3-2 泊地

末広地区

水深 12 m 面積 6 ha [既定計画の変更計画]

水深 10 m 面積 6 ha [既設の変更計画]

水深 4 m 面積 3 ha [既設の変更計画]

既設	
水深 10 m	面積 6 ha
水深 4 m	面積 4 ha

既定計画	
水深 12 m	面積 6 ha

3-3 航路・泊地

末広地区

水深 12 m 面積 22 ha [既定計画の変更計画]

既定計画	
水深 12 m	面積 22 ha

4 外郭施設計画

港内の静穏度の確保及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

4-1 防波堤

本港地区 東防波堤 延長 1, 250 m [既設の変更計画]

〔既設
本港地区 東防波堤 延長 1, 100 m〕

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

港湾において発生の見込まれる浚渫土砂 75 万 m^3 を埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

末広地区 海面処分用地 10ha [新規計画]

これに伴い、既設の末広地区防波堤 230mを廃止する。

2 港湾環境整備施設計画

次の既定計画を削除する。

[	既定計画	]
	恵比須地区 緑地 1ha	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面 処分 用地	合計
北地区	(1) 1									(1) 1
末広地区									(10) 10	(10) 10
合計	(1) 1								(10) 10	(10) 10

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	海面 処分 用地	合計
恵比須地区	(5) 5					(3) 3				(8) 8
北地区	(8) 8	(5) 5	(4) 4			(3) 3		(6) 6		(25) 25
港地区	(12) 12	(21) 21		(2) 2		(4) 4	(2) 2	(1) 1		(41) 41
末広地区	(10) 10	(8) 8		(14) 14		(3) 3		(1) 1	(10) 10	(45) 45
天北地区	(17) 17	(9) 9		(12) 12		(3) 3		(1) 1		(42) 42
合計	(52) 52	(43) 43	(4) 4	(28) 28		(15) 15	(2) 2	(8) 8	(10) 10	(162) 162

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

稚内港の利用状況を踏まえ、港湾利用やサービス向上についての協議会等の活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

VII その他重要事項

1 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給等の用に対応するため、既設施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

北地区

水深 5 m 岸壁 2 バース 延長 2 5 6 m (物資補給岸壁) [既設]

水深 5 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 0 0 m (物資補給岸壁) [既設]

水深 5 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 2 0 m (物資補給岸壁) [既設]

港地区

水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 3 0 0 m (物資補給岸壁) [既設]

2 その他の港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 再生可能エネルギー源を利活用する区域の指定

港湾の適正かつ効率的な利用に努めつつ、多様化する環境問題、地球温暖化の進行に対応し、港湾における風力発電の導入を図るため、本港地区において再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する。

(2) 将来構想

はまなす地区地先については、将来の貨物需要の増大等に対応するため、今後、その具体化を検討する。